

民法(遺言関係)等の改正に関する要綱案の公表について

February 2026

In brief

2026年1月20日開催の法制審議会民法(遺言関係)部会第17回において、「民法(遺言関係)等の改正に関する要綱案」(以下「本改正要綱案」といいます。)が取りまとめられ、公表されました¹。

本改正要綱案においては、遺言について、遺言書への自書を不要とする「保管証書(保管証書遺言書)」という新たな方式が提言されており、また、自筆証書遺言の方式要件から押印が削除されるなど、遺言の方式に関してデジタル技術の進展を踏まえた新たな規律が導入されようとしています。

本ニュースレターでは、本改正要綱案を概観するとともに、その影響について解説します。

In detail

1. 保管証書制度の創設

本改正要綱案では、民法第967条の規律を次のように改めることにより(変更箇所は下線)、「保管証書」という新たな遺言方式の導入が提言されています(本改正要綱案・第1)。

「遺言は、自筆証書、保管証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。」

(1) 保管証書遺言の方式

保管証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないとされています。すなわち、保管証書遺言は、PC、スマートフォン等により作成した電磁的記録又はプリントアウト等した書面による遺言(保管証書)を(①)、法務局職員である遺言書保管官(法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)(以下「遺言書保管法」といいます。)第3条に規定する遺言書保管官をいいます。)の前で口述し(②)、かかる保管証書が遺言書保管法の定めるところにより保管されることによって(③)、効力を生じるものです。なお、保管証書によってされた遺言(保管証書遺言)に係る

¹ <https://www.moj.go.jp/content/001455724.pdf>

遺言書について、遺言書保管法上は「保管証書遺言書」と定義されます(本改正要綱案・第1の1(注3))。

- ① 遺言者が、遺言の全文(電磁的記録に記録された証書にあっては、遺言の全文及び氏名)が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること。
- ② 遺言者が、遺言書保管官の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること。
- ③ 上記①によりした遺言は、遺言書保管法の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

(2) 自書・署名要件

保管証書遺言においては、遺言の本文についての自書が不要となり、その代わりに、遺言書保管官の前での口述を行う必要があります。署名については、法務省令において、(a)電磁的記録の場合には電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名)を行うこと、(b)遺言者が書面に署名することができない場合にあっては、証書への氏名の記載を要件とするとともに、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録することを定めることが想定されています(本改正要綱案・第1の1(注2))。

なお、相続財産目録については、遺言書保管官が保管証書と一体のものである財産目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、口述の対象から除外されており(本改正要綱案・第1の1(2)ウ)、相続財産目録部分について口述する必要はないとされています。

(3) 遺言書の保管手続

保管証書の保管は、遺言書保管官に対して、保管証書遺言書、申請情報及び添付情報を提供して保管の申請を行い、法務省令で定めるところにより本人確認及び口述の手続を行った上で、遺言書保管所(法務局)において遺言書又は遺言書保管ファイルに記録された事項が保管されることとなります。

遺言書保管官による本人確認及び口述については、対面のほか、「申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人(遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人)が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」、すなわちウェブ会議方式によって行うことができるとされています(本改正要綱案・第1の1(2)エ(ウ))。

かかるウェブ会議による場合には、関係者からの不当な働きかけ等も懸念されることから、「遺言書保管官において、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人がいないことを求め、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人が存在することなどがうかがわれる場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(ウェブ会議)の利用を中止し、遺言者に出頭させるものとする運用を想定している。」とされています(本改正要綱案・第1の1(注7))。

(4) 保管証書遺言の日付

保管証書においては、遺言自体には日付は記載されず、遺言を保管した日を遺言書保管官が記録し(本改正要綱案・第1の1(2)エ(エ)②)、これをもって作成日(効力発生日)とする(同ア(イ))ことが予定されています。

(5) 保管証書遺言の撤回

保管証書においては、遺言書保管官に対し、いつでも保管の申請を撤回することができ、かかる保管の申請を撤回したときは、その保管証書遺言書について、遺言を撤回したものとみなされることとなります(本改正要綱案・第1の3)。

なお、保管証書遺言が成立した後、内容について加除その他の変更を行う場合には、別途新たな遺言

をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けない旨整理されています（令和7年7月付法務省民事局参事官室「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」（以下「中間試案補足説明」といいます。）²・49頁）。

(6) 保管証書遺言の閲覧等

遺言者は、保管証書遺言（特別の事由があるときには撤回された保管証書遺言に係るものを含む）の閲覧を請求することができ、また、何人も、自己を相続人等（相続人、受遺者、遺言執行者等）とする保管証書遺言について、遺言者が死亡している場合、保管証書遺言の有無や保管証書遺言に係る情報等を証明した書面の交付等あるいは保管証書遺言等の閲覧を請求することができることとされています（本改正要綱案・第1の2(1)(2)）。

遺言書保管官は、相続人等に保管証書遺言の閲覧等をさせたときは、その他の相続人等に対し、保管証書遺言を保管している旨を通知しなければならないが、また、遺言者は、その死亡後に、遺言者の指定する者に対して、保管証書遺言を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができることとされています（本改正要綱案・第1の2(3)）。

(7) 検認手続の適用除外

保管証書遺言については、家庭裁判所による検認手続（民法第1004条第1項）は除外されることとなります（本改正要綱案・第1の2(4)）。

2. 自筆証書遺言の方式要件の緩和

本改正要綱案においては、自筆証書遺言における押印要件（本文の押印のほか、財産目録の毎葉にする押印、加除その他の変更の際の押印）について、いずれも不要とされています（本改正要綱案・第2）。

なお、押印要件は廃止されたとしても、「遺言書に押印がされたときは、当該押印に基づく印影は証拠の一つとして位置付けられ、引き続き有益な機能を有する（当該押印は、真意性の担保等の機能を有し、真正性が争われた際には、署名とともに民法第228条第4項により成立の真正が推定され得るほか、完成されたものであるとの認定にもつながり得る）と考えられる」と指摘されています（中間試案補足説明・59頁）。

3. 保管証書遺言と自筆証書遺言・公正証書遺言の対比

本改正要綱案を踏まえた、保管証書遺言と自筆証書遺言・公正証書遺言の制度の比較は、概要、次のとおりと考えられます。³

	保管証書遺言	自筆証書遺言	公正証書遺言
遺言書（本文、日付、氏名）の自書その他の手続負担	自書不要であるが、遺言書保管官への口述が必要	自書が必要（財産目録については自書でなくとも可）	自書不要であるが、公証人による公証が必要
方式不備による遺言無効・偽造/変造等のリスク	公的機関での手続により軽減されている	遺言者の不知・不注意等から方式不備が生じ、無効とされるリスクや発見者による偽造等のリスクあり（保管制度を利用する場合、軽減されている）	公的機関での手続により軽減されている
公的機関での手数料等	必要（具体的な手数料水準は未定）	不要（保管制度を利用する場合、1件3,900円）	必要
検認の要否	不要	必要	不要

² <https://www.moj.go.jp/content/001443959.pdf>

³ 中間試案補足説明末尾の「自筆証書遺言と新たな遺言の方式（普通的方式）の各案との比較」の記載を踏まえて、PwC 弁護士法人作成

4. その他の改正案

本改正要綱案においては、その他、死亡危急時遺言、一般隔絶地遺言、在船者遺言及び船舶遭難者遺言について、作成できる場面についての見直しやデジタル技術を活用した新たな遺言の作成方式についての見直しや、成年被後見人の遺言に関する規律の見直しも行われています(本改正要綱案・第4及び第5)。

The takeaway

以上のとおり、本改正要綱案によって取りまとめられた保管証書遺言は、自書を不要とし、その代わりに公的機関での口述の手続が必要となる点で、自筆証書遺言における自書の負担を回避しつつ、遺言者の真意の確保や偽造等のリスクへの対応をしたものと評価することができます。保管証書の利用のし易さや普及については、口述手続の負担の程度や手数料水準など、今後の具体的な改正内容を踏まえてより議論が進むことになると考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー	ディレクター	
弁護士・ニューヨーク州弁護士	弁護士	弁護士
山田 裕貴	水田 直希	溝口 友彩
hiroki.yamada@pwc.com	naoki.mizuta@pwc.com	yui.mizoguchi@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.